

【書類名】 意見書
（【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【特許出願人】
【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】 □□ □□
【発送番号】 1 2 3 4 5 6
【意見の内容】

（１）審査官殿は、本願請求項１に係る発明は、下記引用文献１及び２に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない、と認定されました。

引用文献１：特開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
引用文献２：特開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

（２）本願出願人は、上記の認定に鑑み、本意見書と同時に提出した手続補正書において、出願当初明細書の「〇〇３５」の記載に基づいて特許請求の範囲を補正し、引用文献１及び２に対して本発明の進歩性を明瞭に致しました。以下、補正後の特許請求の範囲に基づいて意見を申し述べます。

（３）引用文献１には・・・の技術が記載されています。
また、引用文献２に・・・の技術が記載されています。
これに対して本願請求項１に係る発明は、上記補正により・・・に限定されており、この点に関して引用文献１及び２のいずれにもその技術が開示されておらず、示唆もされていません。またこの限定により、引用文献１及び２には記載されていない・・・という効果を奏します。

（４）以上のように、本願請求項１に係る発明は、引用文献１及び２に記載される発明に基づいて当業者が容易に発明できたものではないので、再度の審査をお願いいたします。

最初に審査官からどのような拒絶理由通知を受けているのか、簡単に整理して書き出します。

意見内容についての特定の記載形式はありませんが、審査官の拒絶理由に対して、ポイントを整理して書いて下さい。

補正書がある場合は、出願当初の明細書のいずれの記載を根拠にしているのかを明らかにするのが望ましい書き方です。

審査官の拒絶理由が全て解消していることを最後にまとめとして書きます。

各引用文献と、本願発明との構成上の対比を整理し、補正等によって構成上の差異があれば、そのポイントとして説明し、さらに構成の違いによりどのような技術的意義が生じているのか、作用効果の優位性などについても説明します。